

流謫後の賀茂規清について（上）

— 諸書に散見する規清記事に関する一考察 —

中村和裕

はじめに

幕末の江戸に登場し、「烏伝神道」を唱導した京都生まれの「民衆宗教家」である賀茂規清については、海濤生「賀茂規清」を始めとして、近年においてもいくつもの注目される論文が出されている。^①が、こと伝記方面的の研究についてはほとんど手がついていない状態である。わずかに、実証的業績といえるのは、遠島処分の経緯を上賀茂社関係史料によつて解明した兒玉幸多氏の「梅辻規清遠島始末」^②くらいしかない。本稿は兒玉氏が不明とされた点でもある「八丈島の生活」を含めて、トータルに流謫後の規清晩年について、採り上げたものである。諸書に見える記事を拾いながら、近世法制史や流人史の成果をも援用しつつ、年代順に点綴していくことによつて、多少なりともその実態を明らかにしようと企図したものである。

一 出帆

弘化四（一八四七）年四月一八日、寺社奉行・久世出雲守広周（下総

関宿五万八千石藩主、奏者番兼帯）は「政道を批判の筋に相当不憚公儀仕形右始末不届に付遠島被仰付」^③と規清の判決を申し渡した。

規清自身は流謫決定後の五月末日、息子である呈清に一通の書簡を認めている。その中に、「四月二十五日遠嶋船出帆故我等同船致し候事と存候処左様ニハ無之九月二十三日頃例年出帆之船ニ相定り候故夫迄之処は揚り屋之御厄介ニ相成有之候」^④とあり、直ぐにも出帆になるように思っていたらしいが、結局、九月の出帆予定になるらしいことを述べている。当時、江戸からの配流は「春秋両度ニ限り」^⑤行なわれており、『憲教類典』によると、発遣前牢舎には宝曆四（一七五四）年以来、六、七ヶ月止める方針であり、規清の場合は当然のことながら秋船となる予定であった。文中「夫迄之処は揚り屋之御厄介ニ相成」と見えるが、出帆までは科人は「在牢証文」によつて在牢させることを意味している。また、この段階ではいまだどの島へ遣わすとは言い渡していないので、規清にも判っていないかと思われる。

『教祖梅辻規清大人実記稿本』には、「既にして教祖ハ官船に乗せられ將に配所に送られんとす配所は伊豆の国賀茂郡附屬八丈島也」^⑥とあり、^⑧すぐにも配所が決定したような口ぶりであるが、通常は出帆の前夜、石

出帯刀（町奉行配下の囚獄、いわゆる牢屋奉行）の大広間で島割が行なわれるのである。出帆までの経緯を『日本近世行刑史稿』上巻によつて通常の場合の要点を見易く整理して示すと、次のようになる。¹⁰⁾

(1) 出帆前日引渡出役与力二人、牢屋見廻り与力二人立ち会い、石出帯刀に対し世話番の町奉行より出帆申し渡しをなし、『人別島割帳』を渡す

(2) 右申し渡し終了後、牢屋見廻りは居残り、牢屋敷物書役とともに¹⁰⁾ 届物を改め帳面に照合し、届願人及び町役人に年寄同心差し添え、御船手当番所へ持参方申し渡しを行なう

(3) 届銭手当銭は牢屋敷に遣わし（牢屋敷物書役請け取る）、牢屋見廻り牢屋敷に臨み、詰所（穿鑿所）前へ筵を敷き、遠島の囚人一同を呼び出し、手鎖腰縄にて下男引率し来たり、市中の髪結に命じて梳剃せしめ、終われば囚獄、鎧役及び医師縁側に控え明日出帆ならびに『人別島割帳』、身寄りよりの届物掛々より手当銭等を申し渡し、かつ牢屋内にて服用したる薬膏葉等を医師より交付する。なお、右届け銭手当銭の内にて買物等を希望する者ある時は一人に付四〇〇文位までこれを許す

(4) 前日に遠島部屋（東の口揚屋）に収容する

(5) 出帆の朝、囚人を牢前に出だし侍出家等は駕籠、雑人は持籠に乗せ、いずれも青細引にて縛し（揚屋者以上は羽がいじめ）、所持金品はかますに入れ木札を付せしむ。右準備を了すれば両奉行町出役与力その外一同立ち会い鑑役出牢証文を以て罪囚の名前、肩書、年付、入日、懸り札、等を改め、出役与力へ引き渡す

(6) 右了りて牢屋裏門よりの引き出し下役同心など付き添い、御船手番所に引率し、出役与力御船手頭へ囚人、銭その他雑物を引き渡す

(7) 御船手当番所は霊岸島にあり。流罪人は伊豆を管轄する葦山代官江川太郎左衛門の属吏（すなわち手付）一名、もしくは二名とこの船手頭隷属の水手同心二名もしくは三名をもって島々へ送る

規清の場合、書簡を目安にすると、九月二二、三日の出帆とすれば、九月二二、二日の夜に島割が行なわれ、いわゆる遠島部屋である「東の口揚屋」に収容されたことになる。身寄りからの届物がどれほどあったのかは不明であるが、門人から何がしかの届物はあったと見られる。ただし、規清の場合、正確な出帆日は不明である。船待ちをした三宅島に到着したのが、一〇月一四日である（後述）。通常の場合、牢屋裏門から出て、霊岸島の御船手番所から遠島の用船（五〇〇石積）に乗り込んで出船。鉄砲洲沖に三日間滞船し（ここで流人の縁者から最後の面会、届物があった場合にはこれを許し、囚人が書状を出すことも許可されていた）、その後、品川沖で船待ちし、さらに相州浦賀の番所に船を留める（ここで流人は最後の改めを受け、流人の始末書は番所に納められ、その写しを島へ携行する）。ここから所定の島へ向かうことになるが、三宅島までは通常四日の航程とされる。

つまり、通常の場合一〇日前後で、三宅島に着く計算である。規清の場合、難破や暴風雨に遭った記録はないようなので、到着日より逆算すると、一〇月に入ってから出帆かもしれない。規清書簡の九月二二、三日より天候その他の事由によって、出帆に若干の遅れが出たか、あるいは航程のどこかで日和り待ちなどで日数を空費したのではないかと

も推測される。このあたりの細部の確定は、規清の始末書である「科書」や「流人罪名帳」等の今後の発見に待たなければならぬだろう。

二 三宅島の船待ち——規清と井上正鐵

八丈島・御蔵島両島への流人は三宅島まで御船手の手をもって送られ、三宅島守に引き渡し、島守の計らいで同島より順風次第出船させる定めであった。江戸表を春船（四、五月ころ）で出帆すれば、三宅島で船待ちして、秋の用船で八丈島へ、秋船（八、九月ころ）で出帆すれば、三宅島で越年し翌春の用船で八丈島へ渡島となっていた（『江戸の刑罰』）。規清の出帆は秋船であるから、三宅島で越年することになる。『教祖梅辻規清大人実記稿本』では、「其（弘化四年）秋の候出帆して十月に至り三宅島神着村に着岸す」とあるが、『三宅島流人帳』によれば、

弘化四年未年十月十四日 瀧川十次郎様御掛 三宅嶋
八丈島 源吾船
京都 上賀茂社人
一 異説一件御科 梅辻飛驒（花押）
未五十才

とあり、規清の三宅島上陸は一〇月一四日とわかる。規清の場合は、翌年春までの船待ちの間、神着村の神主三壬家に寄寓することになったらしい。小石房子『流人100話』には次のようにある。

（規清は）途中日和待ちのために三宅島の神着村の神官三壬家に寄寓した。ところが、当時三宅島に着くと、流人たちは流人頭や古参の流人に対して、挨拶や振舞や諸経費やと多大の出費を強いられ、

出費が賄えない場合には、持ち物はおろか着ているものまで身ぐるみ剥がされ没収された。規清は裸にされると、先に三宅島に流されていた禊教の教祖井上正鐵に援助を求めた。

やや時代は下るが、万延元（一八六〇）年の八丈流人・菅野八郎によれば、「三宅嶋の者共、不二非道言語ニ難尽候 先ツ、同嶋流人の中へ頭を立置、年々流人渡船の砌り、直様頭の宅へ引取らせ、三日の間休足為致、四日目に至り勘定と号シ、新流人持合の物ハ金錢衣類ニ不限不殘奪取、皆々裸同様ニいたし、生死ニも不相構実ニ恐しき取計ひニ御座候ノ依て、八丈嶋流人共、裸同様のありさまにて渡船仕候」という有様であった。規清も同様の経緯を辿ったのであろう。『実記稿本』に「教祖滞留する事茲に数月に至り囊中缺乏を告ぐるに至り正鐵之に衣食を分与し為に窮約をうくと云ふ」（二〇丁オ）とあり、「八丈島流人銘々伝」にも、「三宅島滞留中殆どその私財を使い尽していた」と、三宅島で窮乏したことが述べられているが、文献的には『増補井上正鐵翁在島記』（禊教麻生本院、明治三三年刊）が古いものと思われる。

井上正鐵は、天保一四（一八四三）年六月に三宅島に流罪になっていた。正鐵が規清に会ったことについては、『増補井上正鐵翁在島記』の中編第六章「御在嶋第六年記」と題する嘉永元（一八四八）年の項に、規清は神着村に逼て八丈嶋への船便を待つ内に。大人の名を聞知り訪ね来しが。大人にも在都の時より。聞知り玉ふ事なれば。さながら故き友垣に逢ひたる如く。打解て語らひ夜を徹す事さへ多かりき。かくて規清も。暫し此嶋に船待する内に。持参の品々遣ひ果たし。簞々として窮置したる形状なるを。大人ハ聞知り玉ひ。屢衣食

を贈り玉ひ。自らも共に欠乏に陥り給ふ事さへあれば規清は深く大人の徳量に感じ。往来百余日の間に。己が学ぶ所を以て。大人に授けたり¹⁶

とある。小石の記述は『在島記』を受けているのかもしれない。『実記稿本』では「正鐵江戸に在るの日曾て教祖の名を聞き將に上京して謁見せんとす途に上り品川駅に抵る人あり之を留む故に止む今始めて之に見へ其人と為りを信して之を師待す教祖乃ち此に寓する事久し其間日夜相互に談論す」とある。『在島記』によると、当時正鐵は、伊ヶ谷村の百姓伝右衛門の隠居所から、九月亀島藤内衛門（正鐵門人）の持地に新築した居宅に越しているから、規清は神着村からこの新居に正鐵を尋ねたとみられる。『大人実記稿本』には「一日教祖伊賀谷村に往き井上正鐵を訪問す」と簡単な記載がある（一八丁ウ）。規清と正鐵との会見の様子は、『実記稿本』に、

一日話弘教の事に及ぶ教祖曰く教を施すには先つ須らく公卿諸侯及士分の者より始むへし是等の大なる者か一旦吾か教に入らば則余の愚夫愚婦の小なる者ハ自ら我法中に在りと正鐵曰く否しからず教を施すに何そ其人の智愚上下を論せんや先つ愚夫愚漢をして自ら至らん譬へハ子は唯大石のミを動かすことを知りて更に小石を顧る事を知らず予ハ之に反して先つ小石を動かせハ則大石ハ自然と動く者とすと初めは一場の平話なりしか一往一復終に劇論（マツ）となり其勢ひ互に烈しく語気鋭々傍人をして怪しましむるに至るも尚止す教祖終に彼説に従ふて曰く吾か門人に縉紳豪富多し而るに今此の逆境に際して唯一人の我を顧みる者あるなし是れ予か論の子に及はざる所以乎且

謂て曰く予れ曾て日々数百の門下を集めて盛に説教を為すの時に於て一日僕あり曰く先生斯く中人以上の者に教を授給ふか如く之を中人以下の者には及ぼさは教を天下に施す其易きこと猶掌を反すか如くなるへしと諫むること屢々なりしか予れ之を意に介せず之を喝叱して去らしめしが今子の説を聞て始て彼れハ既に予か師でありしことを知る今より予ハ子の門下とならんと欲すと¹⁷

とあり、『在島記』にも同工異曲の話を載せている。『実記稿本』は続けて、「正鐵肯はすして曰く否予反て子の弟子と為らんと互に相譲りて師たり難く弟たり難し終に決せずして止む」としているが、二次的史料なのでその真偽は不明とする他ない。

ただ、正鐵は規清についてどう思ったかは、その門人宛書簡の中に、「書物の上の修行行届申候もの」「日本流天文之事にくわしき様子」「能物知りにて」「神代よりの古き伝へ等心得、其上神書にくわしく」「よき学者」といった一定の評価の他、「梅辻も信の伝へなき人故」「大切の信心なき人にて」「信心はなく候へども……信はなき人ゆへに……信心の伝へなきもの故」等と信心に欠けた人物との批判も加えている。¹⁸ 正鐵にとつて「信心」とは「不言の教へ」（『当流要』）で、「信心の道を得れば、自から忠孝の心を生じ、教へずして得、学ばずして至るの故よしを教ゆるなり……唯忠孝も、身を修るの道も、此信心といふ事を知らざれば、我々の如き悪き性なるものは勤り難きゆえ、先信心といふ事を授りて後に学び玉へと教ゆるなり、信心といふは、誠のこゝろといふ事にて、此誠の心といふは則神の御心なり」（『皇国伝問答』）とか「信心伝へなき人々は、清るも濁るも相交りて分たず、ゆへに善悪邪正分らず、蔽ひ

除くの教へも立ず候」(「得道ノ位」)などと述べており、教えの前提をなす重要な概念であった。正鐵には規清が、「誠の心」のない「善悪邪正」の分らない人物に映ったということであろうか。対して、規清が正鐵をどう見たかについては史料が残されていない。

三 秘伝の交換と鼠封じの祭事

規清と正鐵との交流の様子は正鐵の門人宛書簡によっても伺うことができる。

梅辻飛驒と申仁遠嶋にて八丈嶋ニ付当嶋ニ逗留いたし船まち中段々神道の修行の段承り候処京都かもの神職ニ而神代よりのつたへ家有之候をひらき候よしにて書物の上の修行行届候ものにて其申所当流の道理にあたり申候間段々承り候処誠の伝へハ是なく候へとも申所の事ハ尤存候右に付著述のものを見度存候之由申候へハ其方門人方へ申遣し候書面もらひ申候……日本流天文之事ニくわしき様子にて御座候……当流伝へもあらましつたへ申候飛驒も甚以よろこひにて御座候⁽²⁰⁾

京都加茂神職にて、梅辻飛驒と申者……当嶋にて船待致し対面、段々神道の修行の儀相談致し候処、信心はなく候へども、加茂の発り始めよりの神職の家にて、神代よりの古き伝へ等心得、其上神書にくわしく……三日三夜、少も寐ず、食事をも忘れ、尋問申候処、只今までの心掛候修行の事ども、古き伝へとも有之、扱々有難き伝へを受申候⁽²¹⁾

梅辻飛驒と申候もの……よき学者にて、其上京都加茂神職にて、神代よりの古き伝へとも其家に伝わり居申候に付、さてく難有事、……三日三夜寢食をわすれ、いぬる間も相続を致し、……分雷皇太神宮の神伝梅辻より伝り申候処、布斗麻迹と名付申さず、分雷皇太神宮神伝と申候、則布斗麻迹の事にて、其式あきらかに相分り、さてく有難き事に御座候⁽²²⁾

『教祖梅辻規清大人実記稿本』には、「教祖の賀茂に在るや神代の神卜式を受く之を分雷皇太神伝と謂ふ即布斗麻迹の神法なりたえて其法を知る者なし是に於て教祖深く正鐵の思に感じて悉皆其学ふ所を以て正鐵に授けたり正鐵授受の際は三日三夜寢食を忘れて研究せり正鐵人に語て曰く神明予れの無学を憫給ひて梅辻規清を遣はし我をして学はしめたりと時に正鐵も亦一の神伝を以て教祖に授けたりと云ふ」とある。「布斗麻迹」の法とは、正鐵によると、「神道大切の伝」で、「往古天子日々の式にて、此式を日々に御勤被遊候間、天照太神の御神徳顕われ申候事」であるという正鐵が規清に伝えた神伝については判然としない。

『実記稿本』では秘伝の交換に続けて「既にして官船八丈島に向て三宅島を出帆す」と述べるが、三宅島にはもう一つ規清の事績が残されている。寄寓先の神着村村民に鼠封じを依頼されているのである(秘伝の交換とどちらが早いのか未詳)。

これは弘化五(一八四八)年一月二八日のことで、浅沼元右衛門の『三宅島年代見聞記』に「嘉永元年正月廿八日神着村にて野鼠消除のため神籬の祭事を行ウ」として記録が残されている。以下同書の記述によってみよう。

三宅島では、四、五年前より野鼠が年々増加し、作物を喰い荒し、弘化四年に至って「種物」にも事欠くようになったため、農民が途方にくれていた。そうした折りに「神学ニ達したる」規清の来島を聞き、「鼠害消除法無き哉」と尋ねると、「神籬の祭事こそ善かるべし」と答えたので、神着村村民一同、「神籬の祭事」に希望を託して、その支度にかかったというのである。

祭事は、願主を惣代名主元右衛門・年寄吉右衛門とし、祭主・井上正利、介添・賀茂規清、その他社人一同神子等の参加を得て執行された。

- 『三宅島年代見聞記』によると、その手順は次のようであった。
- (1) まず、盥のような桶を作り、その中に清浄な土を入れる
 - (2) 桶の中に四尺ほどの榊一〇〇本を樽形に丸く立てる
 - (3) その中に長さ五尺ほどの幣帛五本を立てる（これを「五柱の御神」とする）

(4) 桶を蓮台に乗せ、一月二八日早朝に「壬生家仲之間」に東向きに安置

(5) 御飯・生味噌・魚類・鳥類・野菜類、各五通りをあじさいの葉に盛り供える

(6) 中臣祓を一座、神楽一座を奏し、祭文一座を読み上げる

(7) 御輿（蓮台）を若者八人ほどで護持し、村内の老若男女がお供し、西河より赤笈^{あか}暁まで渡御し、その後字檀橋の高い丘に安置。供物として御飯・生味噌・魚類・鳥類・野菜類、各五通りをあじさいの葉に盛り供える

(8) その前に「大ひなる苦家」を作り、その前に篝火を焚き、この祭

場にて夜中祭事を行なう。お供の村人は夕暮に立ち帰る

(9) 祭事は中臣祓一〇遍、神楽一座、祝詞一通り、これを一〇座繰り返し、「夜明テ四ツ時頃」、祭事は終了

村人一同は、その朝参詣に行き、参拝し、祭事の執行者を伴い帰村。社衆は名自宅で饗応を受けている（その後のこととみられるが、「神籬先祓清めの為」め「大ひなる榊」を村内の子供たちが挽いている）。

この嘉永元年より「鼠害ハタト止ミ五穀実りて、村民安堵の思ひを成」したという。

規清はこの祭事ののち、八丈島に渡るが、神着村村民は感謝の念を忘れず、「謝礼として、四五年間麦壹俵ツ、贈る」とある。

四 八丈島着島

『三宅島流人帳』によれば、規清は「三宅嶋源吾船」によって八丈に送られた。近藤富蔵の『八丈実記』所収の『八丈流人帳 控』には、

京都上賀茂社人

弘化四丁未年十月流罪 嘉永元戊申五月〔頭注―異説〕・梅辻飛驒²⁶

とあり、五月に着島したことがわかる。対して、『八丈島流人銘々伝』には、

嘉永元年四月八丈島に着いた彼は中之郷村に割当てられ、御船預りの山下鎗十郎宅に寄寓することになった。⁽²⁷⁾

とある。『教祖梅辻規清大人実記稿本』にも「嘉永元年四月配所に着岸

す」とあるが、八丈島に着いたのは四月ではなく、『八丈島流人帳』に記すように五月になってかららしい。というのも、萬屋市右衛門の梅辻大内蔵(呈清)宛書簡に、

五月朔日此地〔三宅島のこと〕出帆致同月二日昼頃八丈島江安着候趣当五月十七日出之書状同月下旬到着²⁸⁾

とあるからで、五月一日に三宅島を出帆し、翌五月二日昼頃に八丈島に到着したことが判然とするのである。流人が着くと、地役人・名主・組頭をはじめ、流人すべてが船着場に出迎え、葦山代官発の『流人証文』と引き合わせこれを受理する。その後、五人組の鬮引きにより、流人などの組で引き受けるかを決めた。²⁹⁾

『実記稿本』には「上陸するや教祖は先づ制規の事を畢て後中ノ鄉村に配賦せられ島民山下惣十郎宅に寓す」とし、『八丈島流人銘々伝』の「御船預りの山下鎗十郎宅に寄寓することになった」と符合するが、萬屋市右衛門の書簡にはこれについても、

島役人山下平次平様と申御人拙宅江書面御持忝御入来被下先生様御身上承候間左ニ申上候

一 元御船預り役人山下平次平様と申人は八丈嶋中野郷と申所にて重立候人ニ御座候由先生様此人之行々永々御厄介ニ相成厚御世話被下候趣書状到来致候間社中一同此人江御目ニ掛り御礼申上候³⁰⁾

と、元御船御預役人・山下平次平に世話になる旨が見えている。『八丈嶋年代略鑑』の「癸巳四」(天保一八三三年)の「御船水主・同年寄」の項には、「大船方／山下鎗十郎／義路／始民之助³¹⁾」とあり、『八丈実記』にも、「山下家系云」として

天保四癸巳ヨリ

(十一) 大船

山下鎗十郎義路

○山下義制伴山下民之介安政六巳未年 改名鎗十郎義路³²⁾とか、

開く程末へのひろがる扇哉

中之郷前船山下鎗十郎

従風亭如柳³³⁾

と見えており、山下鎗十郎が実在の人物であることは間違いない。これに対して、山下平次平はどうか。彼もまた実在の人物なのである。『八丈嶋年代略鑑』には、天保元(一八三〇)年の項に、

御船御船方ハ先々ノ如ク小船方ハ服部初五郎預り御船ヲ地役人山下平治平願立一艘ヲ半シ三百五十石積二艘とナシ一艘ハ服部初五郎一艘ハ山下平治平預り奉ル、コレヨリ御船三艘トナル³⁴⁾

とあり、「御船水主・同年寄」の箇所にも「同年寄／篠崎市三郎／三百五十石預／山下平治平」とある。富蔵の『八丈実記』にも、

藍ヶ江湊ハ天保七丙申年、地役人兼船頭山下平治平為民ノ目論見ニテ、初テ廻船本湊ニ、伺ノウヘ開拓スル場ナリ。³⁵⁾

などに見えており、先の萬屋市右衛門の梅辻大内蔵宛書簡とも符合する。結局、両者の一方を誤りと断定しえない以上、両者を整合的に解釈するとすれば、船便は山下平治平が担当し、寄寓したのは山下鎗十郎宅としておくのが現状では穏当であろうか。

註

- (1) 『全国神職会々報』 一六二号(明治四五年四月) 所載。
 (2) 近年では規清の著作にみられる経世論や市中改革策が注目され、平重道「賀茂規清の経世論と天保改革」(豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』吉川弘文館、昭和四八年刊所収)、藤田覚「天保十四年印旛沼工事と神道家賀茂規清」(『千葉県の歴史』二五号、一九八三年) 同「天保期の江戸と民衆宗教——賀茂規清の市中改革策と宗教思想」(小笠原長和編『東国の社会と文化』梓出版社、一九八五年刊所収) などが発表されている。
 (3) 『神道研究』四卷一号(昭和一八年一月) 所載。
 (4) 「京都上加茂杜人異説申唱候一件」(『撰要永久録』所載、東京都公文書館所蔵)。この史料については水野保氏の御示教を得た。謝意を述べさせて頂く。
 (5) 関目琴季・岡本清淳編『賀茂縣主梅辻規清遠嶋顛末記事』(自家版、昭和五年) 一三三丁ウ。
 (6) 『天保類集』一三(四) 天保元年の評儀に「遠嶋もの被差遣候儀は、春秋兩度に限り候儀」とある(平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、昭和三五年、九六四頁所引)。
 (7) 財団法人刑務協会編『日本近世行刑史稿』(財団法人矯正協会、昭和一八年) 上卷六二三頁。
 (8) 岸本昌熾『教祖梅辻規清大人実記稿本』(明治一六—明治三〇年の間に成立) 一八丁ウ。近年、荻原稔編『梅辻規清伝記資料』(井

上正鐵研究会、平成五年) に全文翻刻された。ここでは明治三〇年五月六日の奥書を有する『梅辻規清伝記資料』の底本でもある源忠昭写本(東北大学狩野文庫所蔵)に拠る(以下同書引用は同様)。以下、単に『実記稿本』とも略記する。

(9) 前掲『日本近世行刑史稿』上卷、六二四—六二五頁(一部仮名遣訂)。支配先の違いによって遠島出帆日決定までの手続きはかなり煩雑である。平松、前掲書によると、「遠島刑の判決があつて、出帆まで在牢を命ずるのは『在牢證文』という令状による。出帆の時期になると、町奉行は他の奉行にこれを報じ、通達を受けた奉行は、遠島のための『出帆證文』を発する。牢では、遠島者を、身分を問わず東の口揚屋、いわゆる遠島部屋に集めて置く。流人の船を掌るのは御船手であるから、町奉行は老中の上申して、老中より御船手宛流人發遣の令状を請う。……伊豆七島は葦山の代官江川氏の支配に属したから、老中は江川氏にも流人差遣の令状を出す。江川氏は、島方支配の地役人、村役人、神主連名宛の『流人證文』を出し、島ではこの證文と引合せて流人を受理するのである」という経緯をとる(九五八頁)。

(10) 前掲『日本近世行刑史稿』上卷によれば、その手続きや制限について、「罪囚身寄より届物を受けんことを願出づる時は牢屋敷にて於て品目を書し町奉行を経て其の親戚等(宿元)に報し愈々出帆日決定せば牢屋敷又ハ掛々より出帆前日迄世話番所へ持参通達す。届物は一入に付米二十俵迄、(麦五俵迄) 其の他銭は二十貫文、金は二十料迄、(但銭に換算す) 法衣(僧侶に限る) 雨傘、木履、烟筒

(木竹の管は除去す)の類を許すも刃物、書物、火道具は之を許さず」(六一四頁)とある。

(11) 岸本、前掲書、一八丁ウ。

(12) 藤里好古「伊豆流人帳に現れたる上方流竄者に就て」(『上方』二三号、一九三二年一月)所載の三〇頁写真に拠る。ただし、藤里は弘化四年一〇月一四日を、規清が三宅島より八丈島へ送られた日と解しているようである(三二頁)。

(13) 小石房子『流人100話』(立風書房、一九八八年)二五一頁。

(14) 佐藤福司「菅野八郎関係史料」、『福島県歴史資料館研究紀要』

一一号、平成元年)八二頁所引「忠五郎への手紙」。

(15) 葛西重雄・吉田貫三『八丈島流人銘々伝』(吉田南光園、昭和三年)四一頁。同様の記載は小川武『黒潮圏の八丈島』にもある(九〇頁)。

(16) 麻生正一『増補井上正鐵翁在島記』二五二―二五四頁。禊教研究者や関係者の間では、一貫して規清と正鐵との対面を嘉永元年のこととしており通説の観がある。たとえば松井嘉和「井上正鐵の生涯——その人と思想の源泉」(『禊教の研究』みそぎ文化会、昭和四七年刊所収)は「嘉永元年の九月、梅辻規清が八丈島へ流される途次に三宅島に立寄った」(二七六頁)とし、伊佐九三四郎「謫居七年——三宅島の井上正鐵」坂田和亮「禊教教祖井上正鐵年譜」も同様の誤りを犯している(以上、前掲『禊教の研究』所収)。最近でも坂田安儀「禊教 井上正鐵集解題」(『神道大系 論説編二十八 諸家神道(下)』神道大系編纂会、昭和五七年刊所収)は嘉永元年秋

に会ったと同じ説を踏襲している。これについては、菅田正昭「よりよき『教祖伝』のために」(『中外日報』昭和六三年七月二〇日号)のち『古神道の系譜』太陽出版、平成二年刊所収)で、「私は正鐵の書簡を読んで、その誤りに気が付き、さらに、三宅島と八丈島の流人帳(控)を確認することで、規清は、その時点ではもう八丈島に渡ってしまっている」と指摘しているのが正しいと考える。また、荻原稔氏によって近年公表された嘉永元年六月一日付杉山秀三宛正鐵書簡にも「此節八丈へ出船候とも」とあって、嘉永元年九月や秋の出来事でないことは明白である。

(17) 岸本、前掲書、一八丁ウ―一九丁オ。正鐵が在府時に規清の名を知っていたことは、正鐵書簡に「梅辻飛驒と申候もの……此人は其御地に居候節に名前はき、おり候へども、かく別の人とも不存候間、尋もいたさづ居り申候」とあり、ニュアンスは異なるが間違いない(『井上正鐵遺訓集』二巻七六頁。野澤鐵教宛嘉永元年九月二八日付書簡「布斗麻迹」)。岸本、前掲書は規清に引きつけた表現をとっているのではないかとみられる。『井上正鐵翁遺訓集』は村越守一門下の横尾信守によって編まれた正鐵の書簡集(一七〇通を収録)で、明治二〇年から明治三〇年まで全八巻に分けて上梓されたものである。ここでは、坂田安儀校注「禊教 井上正鐵集」(『神道大系 論説編二十八 諸家神道(下)』神道大系編纂会、昭和五七年刊所収)に拠る。以下『井上正鐵遺訓集』の引用は同書。以下、単に『遺訓集』と略記する。

(18) 岸本、前掲書、一九丁オ―二〇丁オ。

- (19) 荻原稔「井上正鐵の未刊遺文——直門杉山秀三に宛てられた文書」(『神道及神道史』五〇号、平成四年七月)所収「書簡二十一」。
 『遺訓集』二巻七六頁野澤鐵教宛嘉永元年九月二八日付書簡「布斗麻迹」。二巻九一頁栖原庄助宛九月七日書簡「燈火」。四巻一七一頁安西男也宛九月六日付書簡「三日三夜」。
- (20) 荻原稔「井上正鐵の未刊遺文」(『神道及神道史』五〇号)所収「書簡二十一」。
- (21) 『遺訓集』四巻一七一頁「三日三夜」。
- (22) 『遺訓集』二巻七六頁「布斗麻迹」。
- (23) 岸本、前掲書、二〇丁オーウ。
- (24) 『遺訓集』二巻七六頁「布斗麻迹」。
- (25) 荻原稔編『梅辻規清伝記資料』(井上正鐵研究会、平成五年)所収。荻原氏によると、編者浅沼元右衛門(一八二九—一九一三)は神着村の名主を勤めていた人物である(「解題」。菅田正昭『複眼の神道家たち』(八幡書店、一九八七年)三七頁以下も参照。葛西重雄・吉田貫三『八丈島流人銘々伝』では、「翌年(弘化五年)正月には三宅島の神着村々民に封鼠の法を教え、この法が明治初期までその村の年中行事となった。またその封鼠する所をば祠として、村民は今でも養錢をあげているのであるが、万延元年七月には、神着村々民が彼の徳に感謝する意味で、八丈島謫居の規清宛に麦三斗六升と手拭一すじ贈ったという」(四二頁)。
- (26) 近藤富蔵『八丈実記』四巻(緑地社、一九六六年)四七五頁。
- (27) 葛西・吉田、前掲書、四一頁。
- (28) 萬屋市右衛門の梅辻大内蔵宛書簡(関目・岡本、前掲書、二六丁オ)。
- (29) 『三嶋大概録』に載る『伊豆七嶋流人取扱方』によれば、「年々被差遣流人取扱之儀は地役人浜方へ罷出、鳥着早々陸上申候流人御証文に引合、上乘のものより取之、村割の儀は前々より鬮引仕、当り村役人之引渡其村々へ召連れ、百姓家へ預け、夫食諸事無之流人は百姓組合にて養ひ申候」(『日本近世行刑史稿』上巻、六三四頁)とある。規清の場合も同様の手続を経たものと推測される。
- (30) 萬屋市右衛門の梅辻大内蔵宛書簡(関目・岡本、前掲書、二六丁オ)。
- (31) 近藤、前掲書、七巻(緑地社、一九七六年)四三一頁。
- (32) 近藤、前掲書、三巻(緑地社、一九七一年)七四頁。
- (33) 近藤、前掲書、二巻(緑地社、一九六九年)五一五頁。
- (34) 近藤、前掲書、七巻、四三〇頁。
- (35) 近藤、前掲書、一巻(緑地社、一九六四年)一三〇頁。
 (一九九三年一月三日稿、一九九四年四月二一日改稿)
 (なかむら・かずひろ 神道宗教学会会員)
- 【追記】投稿後、菅田正昭「賀茂社の秘術——神籬の祭事」(『別冊歴史読本特別増刊55号「呪術」』収録、一九九四年七月)に接した。また、荻原稔氏より鼠封じの際の規清の祭文(複写)を御恵送頂いた。いずれも投稿後であったので、本文にはこれを生かすことができなかつたことを付記し、荻原氏に謝意を述べさせて頂く。(初校に際して)